

地域ICT利活用モデル構築事業の概要

目的

地域経済の活性化や少子高齢化への対応等、地域の具体的提案に基づき設定された課題について、ICTの利活用を通じてその解決を促進するための取組を委託事業として実施することにより、地域のユビキタスネット化とその成果を踏まえたICT利活用の普及促進を図ること。

内容

地域の抱える諸課題に対処するため、「地域ICT利活用モデル」(情報通信システムの企画・設計・開発、継続的運用及びこれらに必要な人材等リソースの調達・配置・関係機関等による連携等ICTを利活用した課題解決のための一連の取組)の構築・運用を委託する。

委託先は、成果物として①成果報告書、②システム設計書、③成果検証データ等を国に提出し、国はその成果物を広く他の団体に周知・提供することにより、「地域ICT利活用モデル」の全国展開を促進する。

※遠隔医療に係るプロジェクトについては、別途公募を予定していることから、今回の募集の対象外

委託先

市町村、特別区、都道府県及びこれらの連携主体※(以下「地方公共団体等」という)

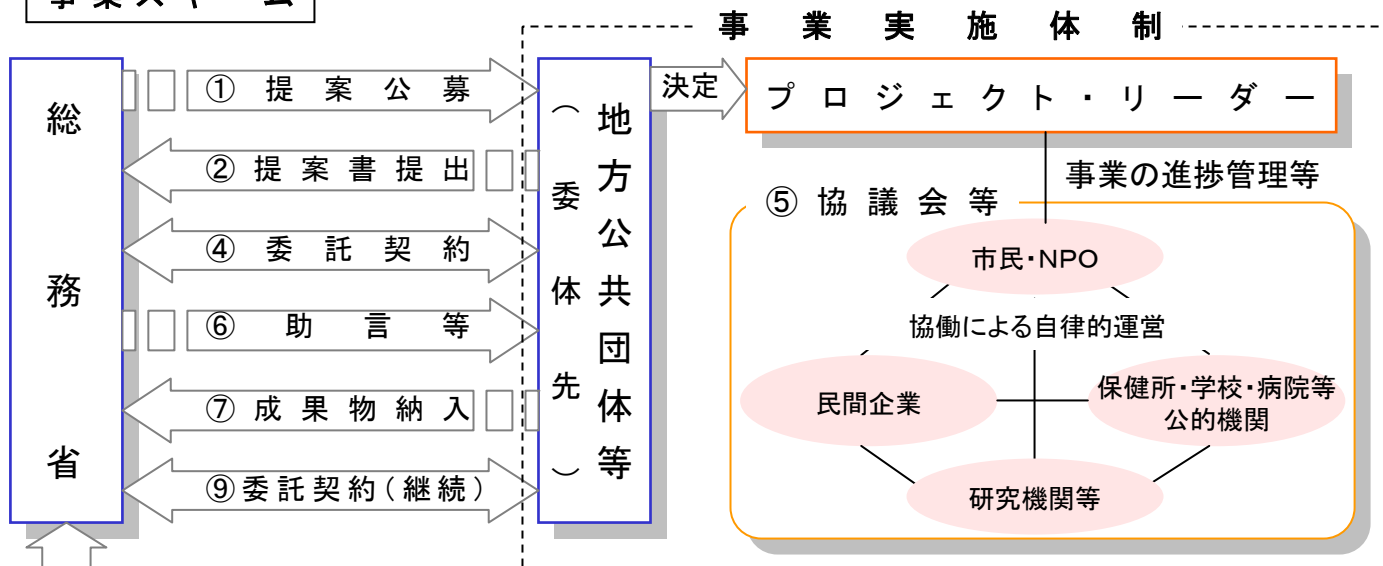
※広域連合、一部事務組合を含む

事業規模

平成20年度新規募集額: 5億円程度

1件当たり委託額: 1千万円~6千万円

事業スキーム



- ①総務省は地方公共団体等に対し、公募を実施
- ②委託を希望する者は、所定の提案書を総務省に提出
- ③提案書については、外部の有識者等による評価を参考にして、委託先を選定
- ④選定された者は、総務省との間で委託契約を締結
- ⑤委託先は、事業の実施・目的の達成に必要な関係者との協力・連携等を円滑に行うため、地域協議会を設置
- ⑥委託先は、必要に応じて総務省等の助言を得ながら、事業を実施
- ⑦委託先は、実施状況、成果等を取りまとめ、中間報告書、最終報告書を提出
- ⑧提出された報告書等をもとに、外部の有識者等による評価
- ⑨総務省は、外部評価を活用して事業継続等の妥当性を判断